

〔簾中抄〕_下御給 年官 年爵 封戸 位田

内給 諸國掾二人 目三人 一分廿人

掾をば三分とす、目をば二分とす、郡司などをば一分とす、この内給といふば、内の女房などの中に給なり、

太上天皇

諸司允一人 爵一近代加階 諸國掾一人 目一人 一分三人 封二千戸

勅旨千町たてまつらるゝこともあり

諸院宮 東宮もこの定

官も爵もおなじこと、又臨時に諸司助など申たまわらせ給ふ事あり、二分代とて、内舍人を申、これつねのことにあらず、封千五百戸、

親王

諸國目一人 一分一人

當代第一親王はとしごとに掾を給はる、さらぬ親王は巡をつくりて掾をば給はる也、又式

部卿は一分二人、

一品親王 封六百戸 位田八十町

二品三品 封百五十戸 位田二品六十町、三品五十町、

四品無品 封七十五戸 位田四十町四品也、無品は無位田、

内親王はこれになからを減ず、位田は三分の一なり、

太政大臣

諸國司一人 一分三人